

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		医療費の支給
根拠法令及び条項		<p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (支給の方法)</p> <p>第9条 医療費の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が現物給付を実施する埼玉県内の医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。</p> <p>3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があつたものとみなす。</p>
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課給付係
審	関係条項	<p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例 (医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、対象者に係る医療について、医療保険各法による被保険者等が、医療保険各法の規定により負担すべき費用の額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に支給するものとする。ただし、次に掲げる一部負担金等を除く。</p> <p>(1) 第2条第3号に規定する重度心身障がい者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等</p> <p>(2) 第2条第6号に規定する重度心身障がい者に係る精神通院医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下この号において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者が、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかつた場合における当該医療費を含む。）をいう。）以外の一部負担金等</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、対象者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については支給の対</p>
査		
基		
準		

		<p>象としない。</p> <p>新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例施行規則 (支給の申請等)</p> <p>第5条 条例第9条第1項に規定する請求は、重度心身障がい者医療費支給申請書により医療機関等の発行する領収書を添付して行うものとする。</p> <p>2 条例第9条第2項の医療機関等は、市長と同項の規定による支払の条件に係る協定を締結しなければならない。</p> <p>3 条例第9条第2項の規定による医療機関等の請求は、重度心身障がい者医療費請求書を市長に提出して行うものとする。</p> <p>4 市長は、条例第9条第2項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前2項の規定は、適用しない。</p>
	<p>基準 (未設定の場合はその理由)</p>	<p>1 対象となる医療費を例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者等が負担すべき保険診療の自己負担分。ただし、付加給付及び高額療養費の支給がある場合は、これを控除した額</p> <p>(2) 保険各法に規定する治療材料費等で保険給付が認められた費用のうちの自己負担金</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する更生医療の自己負担金</p> <p>2 支給の時期</p> <p>(1) 重度心身障がい者医療費支給申請書を提出してから60日以内</p> <p>(2) 高額療養費または付加給付の支給がある者は、その支給のあったことを確認してから60日以内</p> <p>3 支給の方法</p> <p>支給は、原則として受給者からの請求に基づき、対象者の口座振込みによって行う。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和8年1月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)